

令和5年度第1回江別市情報公開審査会
会 議 録

日 時：令和5年8月24日（木）
15：00～15：13
場 所：江別市民会館37号室

出席者：田口会長・石黒副会長・龍田委員・松本委員・小幡委員
東総務部次長・阿部総務課長・坪松総務係長・中村主任・難波主事
（傍聴者なし）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和5年度第1回江別市情報公開審査会を開会いたします。

2. 会長挨拶

田口会長： 始めに私から挨拶いたします。
（会長挨拶）

3. 議事

（1）報告事項

ア 令和4年度情報公開制度の実施状況について

田口会長： それでは、（1）報告事項、ア 令和4年度情報公開制度の実施状況についてを議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

事務局： 私から、ア 令和4年度情報公開制度の実施状況についてご説明いたします。

初めに1ページの資料1「令和4年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表」をご覧ください。

まず、（1）の情報公開制度であります。実施機関ごとの件数では、市長が実施したものについては、全部公開が1件で前年度比3件の減、一部公開が4件で前年度比8件の減、非公開が0件で前年度と同数、不存在が5件で前年度比1件の減で、計10件で前年度比12件の減となっております。

教育委員会が実施したものについては、令和4年度は請求がなかったため、一部公開が2件の減と不存在が1件の減となっており、合計で前年度比3件の減となっております。

議会が実施したものについては、全部公開が0件で前年度と同数、一部公開が1件で前年度比1件の増、不存在が0件で前年度と同数で、計1件で前年度比1件の増となっております。

水道事業管理者が実施したものについては、全部公開が2件で前年度と同数、一部公開が1件で前年度比1件の増、不存在が0件で前年度と同数で、計3件で前年度比1件の増となっております。

消防長が実施したものについては、全部公開が2件で前年度比2件の減、一部公開が0件で前年度と同数、不存在が0件で前年度と同数で、計2件で前年度比2件の減となっております。

この結果、全体の件数は16件となり、前年度比15件の減となっております。

次に、(2)個人情報保護制度であります。後ほど個人情報保護審査会で説明いたしますのでここでの説明は省略いたします。

次のページ、2ページの資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。

平成25年度からの請求件数とその推移をグラフで表したものであります。

請求件数が30件を超える年度もありますが、全体を通して請求件数は、20件前後で推移しており、令和4年度は12件となっております。

なお、資料1の件数16件と、件数が合致しないのは、1回の請求で複数の決定区分があったものが4件あることによるものであります。

次に3ページ、資料3「令和4年度情報公開制度の実施状況」をご覧ください。情報公開の個別の内容であります。以下、一部公開、非公開及び不存在の決定をした案件について説明いたします。

NO. 3の「①～⑩」のうち、①、③～⑧、⑩の、決定区分に記載の部分につきましては、当該公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在としております。

次に4ページをご覧ください。

NO. 4及び5ページのNO. 8, 9の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書」につきましては、同一事業者からの請求であり、一部公開としたものは、記載された発注者又

は自主施行者の氏名、住所、印影を、江別市情報公開条例第7条第1号の個人に関する情報に該当するものとして非公開にしておき、また、それ以外の届出書について、当該公開請求に係る公文書を保有していないため不存在としております。

NO. 6につきましては、鑑定評価員の自宅住所、代理人の住所、氏名、印影を、個人に関する情報に該当するものとして非公開とし、法人の印影と口座情報は、江別市情報公開条例第7条第2号の法人に関する情報に該当するものとして非公開とし、設計金額及び予定価格は江別市情報公開条例第7条第5号の事務・事業に関する情報に該当するものとして非公開にしております。

また、大項目2の「平成30年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する書面等」の④実施要領につきましては、当該公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在としており、⑥の平成28年度請求書、支出命令書につきましては、文書保存期間が5年のため廃棄しており、不存在としております。

次に6ページをご覧ください。

NO. 10の「宗教による政治的な差別を行わないことを求める要望書」につきましては、提出者の氏名、住所、電話番号、印影については、個人に関する情報に該当するものとして非公開にしております。

NO. 11の「令和6年度固定資産（土地）評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する書面」につきましては、鑑定評価員の自宅住所、代理人の住所、氏名、印影は、個人に関する情報に該当するものとして非公開としており、また、法人の印影は、法人に関する情報に該当するものとして非公開としており、また、設計金額及び予定価格は事務・事業に関する情報に該当するものとして非公開にしております。

NO. 12の「江別市が管理している下水道管が埋設されている牧場町14番地の1において、平成2年4月23日に交わされている土地使用契約書及びその添付書類一式」につきましては、契約書に添付されている地図に記載がある社宅居住者の氏名、住所は、個人に関する情報に該当するものとして非公開にしております。

以上でございます。

田口会長： ありがとうございます。事務局から報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

石黒副会長： NO. 4、8、9は同じ請求者なのでしょうか。

事務局：　そうです。

石黒副会長：　NO. 8、9は連続しているのですが、NO. 4が離れているのは請求した時期が異なるということでしょうか。

事務局：　そうです。

石黒副会長：　NO. 4、8にはそれぞれ不存在としたものがあり、NO. 9は全て不存在となっておりますが、請求者の方は、届出書の提出時期を考慮して請求したものなのでしょうか。

事務局：　請求時点で当該届出書が所管課に提出されていなかったため、不存在としており、請求者の方としても、当該届出書の提出時期を考慮しつつ請求しているのではないかと考えられます。

田口会長：　私の方から2点確認させていただきます。

まず、NO. 10について、請求内容に関してもう少し説明を加えていただけますか。

事務局：　こちらについては、記者の方から、統一教会に係る取材で宗教に関する要望書についての情報収集のため議会に請求があったものです。

田口会長：　ありがとうございました。

もう一点は、資料2の請求件数の推移についてですが、件数にかなり差があるのですが、何か社会的動向や大きな影響はありますでしょうか。

事務局：　令和3年度と令和4年度を比較した際に件数に差があるのは、令和3年度は同一人物による情報公開請求の件数が複数あったためであり、社会的な影響はないものと考えられます。

田口会長：　他に委員の皆様から質疑はありませんか。

(なし)

田口会長：　以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

(3) その他

田口会長：　次にその他について、委員の皆様から何かございませんか。

(なし)

田口会長：　その他について、事務局からありませんか。

事務局：　ございません。

4. 閉会

田口会長：　以上で、「令和5年度 第1回江別市情報公開審査会」を閉会いたします。